

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程第14条の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業における施設建築物の保留床等を公募（一般競争入札）により譲渡します。

平成20年1月15日

京都市長 榎本 頼兼

1 施設建築物の所在地、規模及び構造

- (1) 所在地 京都市右京区太秦下刑部町12番地他
- (2) 規模 延べ面積34,676.52平方メートル
- (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地上5階地下1階

2 公募する店舗の用途及び譲渡の条件

(1) 用途 店舗

ただし、以下の業種及び事業者は営業できない。

ア 権利者店舗で出店内容が決まっている業種。喫茶店及び眼鏡店

イ 地区計画及びサンサ右京施設管理規約で不可としている業種及び事業者

風俗営業、風俗関連営業又はこれに類似する業種、貸金業、たばこ製造業、ギャンブル、カラオケボックス、学校教育法に基づかない教育施設、エステティックサロン、美容整形等法律の定めのない医療類似行為を行う業種、通信販売協会に加入していない「通信販売」「訪問販売」に係るもの、利殖を目的とした投資・投機のある者、勧誘、募集等を専ら行う事業者、過去5年間に公的機関又は行政機関から悪質な行為等により指名停止等の行政指導を受けた事業者

(2) 譲渡の条件

譲渡区画	102号区画
入札予定価格	24,500,000円
店舗専有面積	59.14平方メートル

3 申込みに必要な資格

次の各号に該当しないこと。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国税又は地方税を滞納している者
- (3) 成年被後見人、保佐人の同意又はこれに代わる許可を得ていない被保佐人及び契約の締結に関し補助人の同意を得ることを要する被補助人で、当該同意又はこれに代わる許可を得ていない者
- (4) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

- ア 京都市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 京都市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が京都市と契約を締結すること又は京都市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により京都市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく京都市との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者
- ア 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき
 - イ 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
 - ウ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - エ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

4 入札日時

平成20年2月20日（水） 午後2時
（午後1時受付開始）

5 入札場所

入札参加資格者決定後に通知

6 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の10以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき、又は所定の委任状を提出していない代理

人が入札したとき

- (2) 指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき
- (4) 郵便により入札したとき
- (5) 入札保証金が、入札金額の100分の10に満たないとき
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (9) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき
- (10) 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をしたとき
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき
- (12) 主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記用具により記入したとき
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき
- (16) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき

8 申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間
平成20年1月21日（月）から同年2月1日（金）（土、日は除く）までの午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く。）まで
- (2) 受付場所
京都市中京区西ノ京星池町37番地の1
京都市建設局都市整備部拠点整備課

9 その他

- (1) 現地説明会
平成20年1月18日（金） 予約制（平成20年1月17日（木）午後5時まで建設局都市整備部拠点整備課にて受付）
- (2) 入札当日の受付
入札参加者は、入札会場で入札前（午後1時から受付開始）に受付を済まさないといけない。
- (3) 代理人の入札
入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。
- (4) 郵送による入札
郵送による入札は認めない。

(5) 契約の締結及び売却代金の納入

落札者は、平成20年3月7日（金）までに売買契約を締結し、契約の締結と同時に金融機関保証小切手により売却代金を納入しなければならない。

（建設局都市整備部拠点整備課）